

四国局における請負事業体等の労働災害分析 (令和3年度～令和5年度(3年間))

※令和5年度は、12月末現在の数値である。

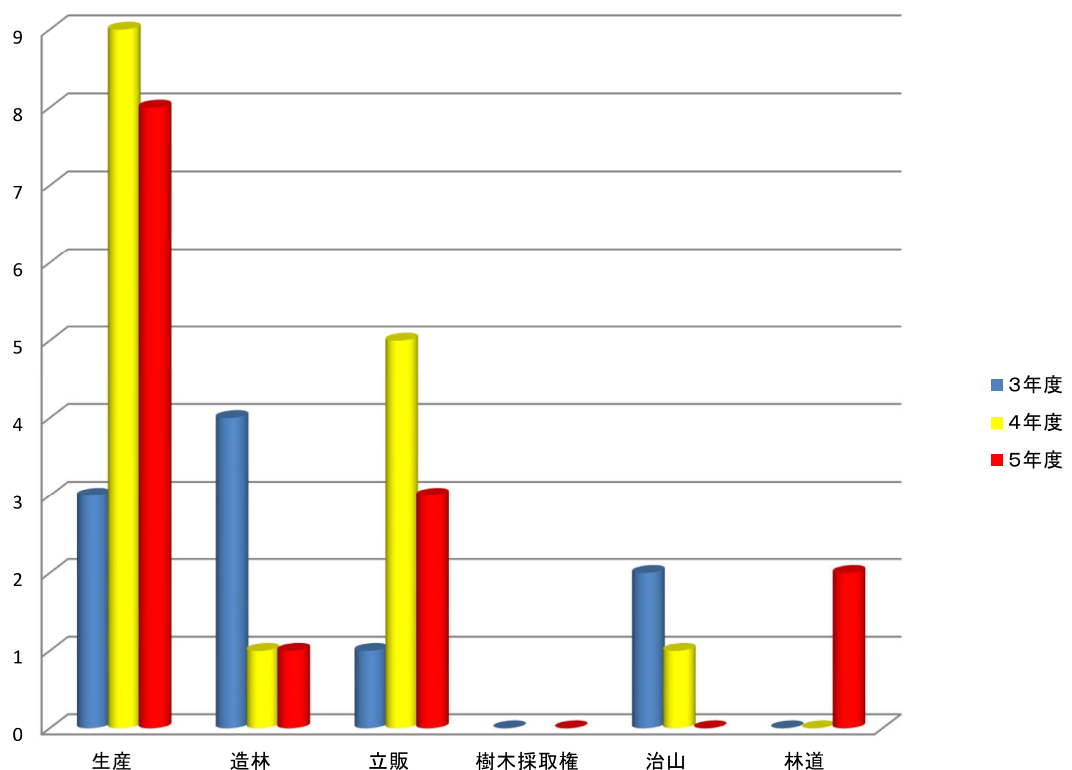
四国森林管理局

-1-

請負事業体等の労働災害分析

事業別災害発生件数（令和3年度～令和5年度）

<ul style="list-style-type: none"> 生産事業 3年度 (3件) 4年度 (9件) 5年度 (8件) 計 (20件)
<ul style="list-style-type: none"> 造林事業 3年度 (4件) 4年度 (1件) 5年度 (1件) 計 (6件)
<ul style="list-style-type: none"> 立販事業 3年度 (1件) 4年度 (5件) 5年度 (3件) 計 (9件)
<ul style="list-style-type: none"> 樹木採取権 3年度 (1件) 4年度 (0件) 5年度 (0件) 計 (0件)
<ul style="list-style-type: none"> 治山事業 3年度 (2件) 4年度 (1件) 5年度 (0件) 計 (3件)
<ul style="list-style-type: none"> 林道事業 3年度 (0件) 4年度 (0件) 5年度 (2件) 計 (1件)
年度別計 3年度 (10件) 4年度 (16件) 5年度 (14件) 計 (40件)



-2-

各事業別 災害原因別件数(令和3年度～令和5年度)

原因	生産	造林	立販	樹木	治山	林道	計
転倒・滑落等	2	2	2			2	8
チェーンソーの刃があたり	2		1				3
伐倒木にあたり他	1	2					3
集造材・荷掛・荷下し	8		4				12
設備・撤収作業中	1				2		3
重機・車両の転落・運転	1		1				2
その他	5	2	1		1		9
計	20	6	9		3	2	40

注:「樹木」は、樹木採取権。

-3-

従事作業別発生件数【生産・造林・立販・樹木採取権】 (令和3年度～令和5年度)

	生産・造林事業等														
	生産			造林			立販			樹木採取権			計		
	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
伐倒作業	1	1	4					1	1				1	2	5
伐倒枝払作業															
本数調整伐A				3		1							3		1
小計(伐倒)	1	1	4	3		1		1	1				4	2	6
集材(荷掛)作業	2	3	2				1	3	2				3	6	4
集材(荷おろし)作業															
造材作業		1												1	
小計(集材)	2	4	2				1	3	2				3	7	4
集材線架設・撤去作業		1												1	
重機集造材作業								1						1	
路網作設作業等		1	1											1	1
トラック輸送・積み込み			1												1
機材撤収作業		1												1	
小計(その他生産)		3	2					1						4	2
下刈作業(刈払機)															
地拵作業				1	1								1	1	
土場で丸太の引き上げ作業		1												1	
シカ防護網設置作業															
小計(伐倒除く造林)		1		1	1								1	2	
生産・造林等計	3	9	8	4	1	1	1	5	3				8	15	12

-4-

従事作業別発生件数【治山・林道】(令和3年度～令和5年度)

	治山・林道事業								
	治 山			林 道			計		
	3	4	5	3	4	5	3	4	5
伐倒作業									
伐倒枝払作業									
本数調整伐A									
小 計 (伐倒)									
山腹工									
支障木整理作業						1			1
地すべり対策工	1	1					1	1	
谷止工	1						1		
法面作業									
護岸工設置作業									
工事完成写真撮影						1			1
小 計 (工事)	2	1				2	2	1	2
治山・林道 計	2	1				2	2	1	2

-5-

署等別・事業別災害発生件数(令和3年度～令和5年度)

	生産・造林事業等															治山・林道事業									合 計					
	生 産			造 林			立 販			樹木採取権			小 計			治 山			林 道			小 計								
	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5			
徳島		2																												
香川																														
愛媛	1	1	4										1	1	4													1	1	4
四万十	1	2	1	4	1		1	5	2				6	8	3													6	8	3
嶺北		1																1						1				1		1
高知中部																1	1					1	1					1	1	
安芸	1	2	3			1			1				1	2	5	1					1	1	1		1	2	2	6		
局		1											1															1		
計	3	9	8	4	1	1	1	5	3				8	15	12	2	1				2	2	2	1	2	10	16	14		

注1:上段【】書は、重大災害で内書(R3～R5年度発生なし)。

-6-

事業別休業日数(見込み含む)別災害件数(令和3年度～令和5年度)

	生産			造林			立販			樹木採取権			治山			林道			計
	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	
4日以上 7日未満		2	1	1															4
7日以上 1月未満	1		5	2	1			3	1										13
1月以上 3月未満	2	4	2				1	2	1				2					2	16
3月以上		3		1		1			1					1					7
小計	3	9	8	4	1	1	1	5	3				2	1				2	40
準ずる災害																			
重大災害																			
計	3	9	8	4	1	1	1	5	3				2	1				2	40

-7-

年齢階層別災害発生件数 (令和3年度～令和5年度)

	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～
3年度		2	1	1	5		1
4年度			4	3	3	5	1
5年度		2		6	2	3	1
計		4	5	10	10	8	3

月別災害発生件数 (令和3年度～令和5年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度		1	1		1	1	3				2	1	10
4年度	1		2	2	2	3	3	1		2			16
5年度	1	3	1	2		3	1	2	1				14
計	2	4	4	4	3	7	7	3	1	2	2	1	40

-8-

四国森林管理局における令和4年度請負事業体等の労働災害発生状況

令和5年3月31日現在

NO	署等	発生日	曜日	時間	事業別	作業種 (内容)	災害概要(原因)	年齢	性別	休業 日数 (見込)	傷病名
1	四万十	4月28日	木	10:50	立木販売	集材荷掛作業	荷掛けをするため、胸の高さにあったロージングを潜り抜けようとした時、急傾斜地であったためとっさにロージングを吊るしたワイヤー(リフティングライン)を掴んでしまい、ワイヤーに体重がかかり動き出し、掴んだ右手がロージングの滑車に巻き込まれ、人差し指を挟まれ受災	48	男	3週間	右手指挫創 掌側軟部組織欠損 右手指挫創
2	四万十	6月9日	木	9:10	立木販売	集造材作業	集材機運転作業中、集造材土場に置いていたグラブが作業の邪魔になるため、集材機からグラブに乗り換え、グラブを移動させた後、運転席から降りようと前向きに足を鉄製のキャタピラに乗せた時に足が滑り、とっさに飛び降り右足から着地した際に受災	32	男	1ヶ月	右足腓骨粉碎骨折 左膝関節打撲
3	四万十	6月17日	金	14:30	立木販売	伐倒作業	チェーンソーで雑木(灌木等)の除去作業を行っていた際、チェーンソーがキックバックを起こして上唇にチェーンソーの刃が接触し受災	54	男	1週間	顔面裂創 上下口唇裂創 口腔内裂創
4	四万十	7月11日	月	11:50	立木販売	集材荷掛作業	スイングヤーダで集材木2本(杉・桧1本ずつ)を集材作業中、沢近くにあって枝条堆積箇所に杉集材木の先端が刺さった状態となり、その集材木の元口が時計回りに回転し、荷掛け後退避していた荷掛手2名に当たり受災	49	男	1ヶ月	顔面打撲傷 外傷性多発肋骨骨折 外傷性気胸
31								男	10日間	胸部打撲	
6	安芸	8月19日	金	15:30	生産	集材荷掛作業	バックホーの木寄せウィンチで集材作業中に杉集材木が地面に突き刺さり動かなくなったことから、一旦、ワイヤーの緊張を緩め、スリングロープをフックから外したが、フックが集材木に引掛かり取れなかったため、ウィンチで巻き上げ引き抜いた際にフックが跳ねて退避していた被災者の鎖骨に当たり受災	63	男	6週間	左鎖骨骨折
7	四万十	8月25日	木	15:40	生産	機材撤収作業 (後片付け)	チェーンソーと燃料を片付けるため、フォワーダの荷台に積み込んだ後、フォワーダの荷台から地面へ(高低差1m)飛び降りた際に受災	62	男	3ヶ月	右脛骨近位端骨折
8	四万十	9月7日	水	8:00	造林	地拵作業	枝等を整理し置筋を作る作業に従事していた時、地面が濡れていたため足下が滑り、体制が崩れ、持っていた柄鐮の刃先が左足の脛に当たり受災	54	男	1週間	左脛切創

9	愛媛	9月20日	火	15:00	生産	森林作業道補修	森林作業道の路肩を丸太組工法で補強するため、丸太をバックホーで運搬していた。スギ丸太を抱えてバックホーのバケットに載せた際、右手中指を丸太とバケットに挟まれ受災	55	男	3ヶ月	右中指中節骨開放骨折
10	局	9月29日	木	14:10	生産	素材検知等	システム土場から川原へ落ちた丸太をワイヤーロープを使ってフォークリフトで引き上げる作業を実施していた。被災者は、斜面下の丸太がフォークリフト運転手から死角になるので、運転手への誘導の合図を送っていた。スギ丸太(2m材4本)の引き上げ作業を行っていた際、土場と斜面とのヘリ(角)に丸太が当たって跳ね上がり、柱と丸太の間に左足を挟まれ受災	70	男	6週間	左下腿腓骨骨折
11	徳島	10月6日	木	13:10	生産	集造材作業	列状間伐で伐倒したスギ材が真横に倒れ、全木のままでは集材できないことから、その場でチェーンソーにより玉切りをしていたところ、スギの下敷きになっていた雑木(直径3cm程度)が跳ね上がって鼻にあたり受災	47	男	4日	鼻骨複雑骨折
12	徳島	10月20日	木	14:10	生産	集材荷掛作業	スイングヤーダで集材作業中、両端を根株に引っ掛かった状態となっていた雑木(長さ9.4m、径10cm)にスギ集材木が引っかかり、雑木が弓なりになった後、その片方が根株から外れて退避中の荷掛手に当たり受災	37	男	2ヶ月	第2・3・4腰椎横突起骨折
13	安芸	10月21日	金	8:45	生産	架線撤収作業	リフティングライン撤収作業中、分銅を止めていた綱ワイヤーがキャレージの滑車へ引っかかったため、同僚Aが分銅下の台付ワイヤーを引っ張り、被災者が反対側のリフティングラインを引っ張っていたところ、突然、分銅が落ちたため被災者はリフティングラインに引っ張られて落下(傾斜37度、高さ5~6m)し受災	67	男	3ヶ月	右手首骨折 右足脱臼・骨折
14	高知中部	11月25日	金	11:30	治山	集水ボーリング掘削作業	集水井坑内において、集水ボーリング(横穴)を掘削した後、ケーシングの抜き取り作業を実施中、ボーリングマシンを停止させケーシングを洗浄していたところ、操作者が何らかの原因で操作レバーに触れたためケーシングをつかむ機械が動き出し、ケーシングを持っていた右手が機械に挟まれ受災	35	男	3ヶ月	右第3・4中手骨 骨幹部骨折
15	嶺北	1月11日	水	10:00	生産	集材荷掛作業	バックホーの木寄せウィンチで集材作業中、荷掛けした材の先端部分が地面に引っ掛かり、振られた根元部分が被災者に接触し受災	66	男	2週間	左第7肋骨骨折
16	四万十	1月21日	土	15:40	生産	伐倒作業	間伐作業を終え、作業箇所上部の作業路網に向かって尾根伝いに移動しようとして、チェーンソーを両手に持ち歩いていたところ、何らかの原因で右足が滑り転倒し、傾斜約53度の林内斜面を約11m滑落して受災	62	男	3ヶ月	右脛骨近位端開放骨折 右肩胛板損傷

四国森林管理局における令和5年度請負事業体等の労働災害発生状況

令和5年12月22日現在

NO	署(所)	発生日	曜日	時間	事業別	作業種 (内容)	災害概要(原因)	年齢	性別	休業日数 (見込)	傷病名
1	安芸	4月11日	火	9:05	立木販売	伐倒作業	当日2本目の立木(ヒノキ、胸高直径25cm)をチェーンソーで伐倒した後、退避のため移動しようとしたとき、上方から何らかの原因で落下してきた石がヘルメット右前部に当たり受災(右眼の目尻上部を裂創)	44	男	10日	顔面打撲 右眼瞼裂創
2	四万十	5月24日	水	10:30	立木販売	集材荷掛作業	スイングヤーダによる集材荷掛作業中、ホールバックラインに跳ね上げられた浮き石が、荷掛後に30m程度待避していた被災者に向かって落下し、避けきれずに落石が後頭部をかすめて(接触)受災。接触した衝撃でヘルメットが破損するとともに、前のめりに転倒した際に顔を負傷したもよう	43	男	2ヶ月	第3頸椎椎体骨折 額擦過傷
3	四万十	5月27日	土	11:30	立木販売	集材荷掛作業	機械集材装置(架線集材)による集材荷掛作業中、何らかの原因で傾斜約30~40度の斜面を2m程度転落し受災したものと推測(受災時に目撃者はなく、受災者も脳しんとうにより受災時の記憶がない状態)	62	男	4ヶ月	左上腕骨近位端骨折 腰椎横突起多発骨折
4	愛媛	6月9日	金	11:40	生産	伐倒作業 (緑の雇用)	次の立木を伐倒しようとして移動していた際、足を滑らせ背中側に転倒し切株に背中等を打ち付け受災	43	男	10日	頸椎捻挫
5	安芸	7月4日	火	12:00	造林	本数調整伐	午前の作業を終え、昼食をとるため林内を移動していた際、左足アキレス腱を負傷(断裂)	41	男	6ヶ月	左足アキレス腱断裂
6	愛媛	5月16日	火	11:30	生産	集材荷掛作業	ウインチ付きグラブによる集材荷掛作業中、古株に繊維ロープが引っ掛かっていることに気づかずグラブのアームを上げたため、古株が斜面下にいた受災者の方へ落下してきたので、咄嗟に退避しようとして受災	28	女	4週間	左足内側楔状骨骨折 左第二中足骨骨折
7	嶺北	7月27日	木	11:40	林道	林業専用道 新設工事 (支障木処理)	午前中の作業(支障木処理)を終了し、休憩小屋へ戻ろうと歩道を歩いていた際、古株に躓き転倒し、古株から2m程度離れた切株に背中を強打して受災	76	男	1ヶ月	左腰椎横突起多発骨折 左第12肋骨骨折 左後腹膜血腫
8	愛媛	9月1日	金	13:45	生産	森林作業道作設	フェラーバンチャによる森林作業道作設作業に従事中、掘削の確認のため、フェラーバンチャの運転室から降り排土板の上を移動している際、バランスを崩してとっさにフェラーバンチャの手すりを掴もうとしたが、掴み損ねて後ろ向きに転倒し、地面にあった石に背中を打ち付け受災	56	男	2~3週間	右腰椎横突起骨折 (詳細不明)
9	四万十	9月11日	月	10:40	生産	伐倒作業 (緑の雇用)	枯れた倒木が伐倒の邪魔になるため事前に処理していたところ、(チェーンソーのアクセルから手を離していたが)情性で回っていたチェーンソーの刃先が左足の親指に当たり受災	26	男	6日	左足親指切創
10	安芸	9月18日	月	14:00	生産	集材荷掛作業	単脚ウインチ付きフェラーバンチャで集材荷掛作業中、スキ(胸高直径30cm、樹高24m)にスリングを掛けるためワイヤーの先を右手で握り、材の左側から抱えこむかたちで材の下に手を入れたときに、何らかの原因で材が滑り、材と岩に挟まれて受災	52	男	2週間	右示指指尖部損傷

11	愛媛	10月19日	木	14:50	生産	運材作業	木材を土場で荷下ろし後、フォワーダの水温が上がっていたので、エンジンのボンネットを開けて水温を下げることにした。水温が下がった後、ボンネットを閉めるため右手でボンネットを支えつつ、左手でボンネットのロックバーを外した時、右手がボンネットの重みを支えきれず本体とボンネットで右手親指を挟み受災	43	男	7日	右母指切創
12	安芸	11月10日	金	11:00	生産	伐倒作業	伐倒作業を行うために斜面(約45度)を降りていた時に足元が滑り、近くにあったと思われる浮石(約40cm)が転がってきて左胸部に当たり受災	41	男	1ヶ月	左肋骨不全骨折
13	安芸	11月28日	火	15:30	生産	伐倒作業	伐倒作業において、雑木(胸高直径20cm、樹高10m)を伐倒したところ、倒れる方向にあった別の雑木に当たった弾みで伐倒木の元口部分が跳ね上がり、被災者の顔面に激突し受災	62	男	1ヶ月	鼻骨骨折 顔面骨折
14	安芸	12月13日	水	13:40	林道	林道改良工事	完成写真撮影中に三脚が付いたボールを左手に持ち、次の箇所へ移動しようとして踏み出したところ、三脚が足にひっかり前のめりで転倒した際に左手等を地面につき、薬指と小指の間が裂ける等して受災	61	男	6週間	左手挫滅 右膝挫滅 両膝打撲 左小指側副韧带損傷

令和6年1月26日

関係団体各位

四国森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

平素は、国有林野の事業運営に対し、格段のご理解ご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

今般、林野庁より別添、令和6年1月12日付け林野庁業務課長事務連絡「請負事業体等の重大災害の発生について」（以下「業務課長事務連絡」という。）のとおり、令和5年11月27日に東北森林管理局管内の造林請負事業（保育間伐活用型）において発生した重大災害について、災害の概要及び類似災害防止対策等の通知があったところです。

今回の災害は、間伐作業現場において、同僚が伐倒した伐倒木（カラマツ）が、下方で作業を行っていた被災者の頭部に当たり受災したと推定されています。

本災害は、伐倒時における作業者の位置の確認不足や合図の不徹底、立入禁止区域（伐倒木の樹高の2倍相当の距離の範囲内）へ作業者を立ち入らせたことにより受災したものと考えられることに加えて、被災者及び現場代理人が無線機を所持しておらず、作業現場における緊急連絡体制にも不備があったと考えられ、安全作業に係る基本的事項が遵守されていないことは、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっているところです。

このことから、貴団体におかれては、傘下の事業主に対し、下記の留意事項及び「業務課長事務連絡」に記載した安全作業に係る基本的事項等について、現場従業員まで周知・徹底し、類似災害の未然防止に努めるようご指導をお願いします。

記

- 1 作業前のミーティング等でその日の作業配置を決める際に、作業員が伐倒作業の立入禁止区域に立ち入ることがないように十分に距離を保つように、作業区域の割り振りや作業員の配置を行うこと。
- 2 事業者は、同一または近隣の区域で作業を行う場合は、無線機や衛星電話などにより作業員間で確実に連絡を取り合える措置を講じておくこと。
- 3 事業者は、伐倒作業を行う場合の予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、全作業員に、これらの合図を周知すること。
また、伐倒者は、伐倒作業の合図を確実に実施するとともに、呼子や指差呼称により他の作業員が立入禁止区域から退避したことを確認したうえで伐倒すること。

担当： 企画官（長期安定供給）

令和 5 年度

<林 野 庁 集 計>

令和5年12月7日現在

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	3			1				4
前年度同期累計	1					1		2
前 年 度 計	1					1		2

※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

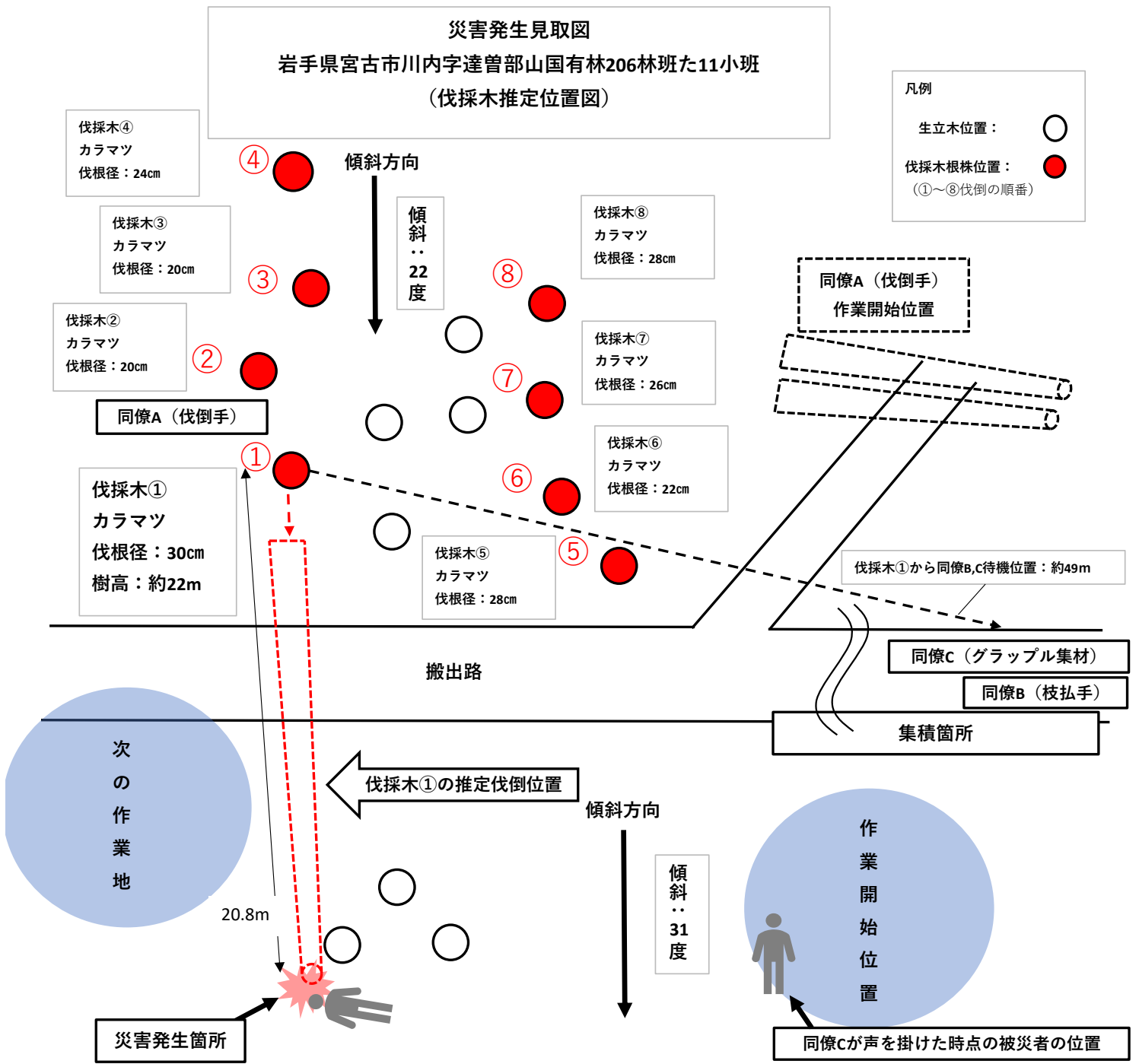
1 森林管理局・署等名	東北森林管理局 三陸北部森林管理署
2 事業の種類	造林事業請負(森林環境保全整備事業・保育間伐(活用型))
3 災害発生日時等	令和5年11月27日(月)10時00分頃 発生 (死亡:令和5年11月27日(月)10時頃 死因:脳挫傷)
4 災害発生場所	岩手県宮古市川内字達曾部山国有林206林班た11小班
5 契約相手方	川井地区国有林材生産協同組合 代表理事 中舘 健一
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢:69歳 性別:男 雇用区分:常雇 社会保険等加入状況:労、退、健、厚、雇
8 従事作業	荷掛作業
9 災害の概況 【聞き取り内容】	<p>11月27日(月)、作業班7名は8時05分頃に現場到着し、8時30分頃までミーティングを行った。</p> <p>11月25日(土)の続きの作業を行うこととし、作業配置は被災者(荷掛)、同僚A(伐倒手)、同僚B(枝払手)、同僚C(グラップル集材)、同僚D(バックホウ集材路補修)、同僚E(フォワーダ運材)、現場代理人F(フォワーダによる低質材巻立)と決め、それぞれの場所で作業を開始した。</p> <p>被災者と同僚B、同僚Cは11月25日(土)に伐倒したままとなっていたカラマツの集材、枝払いを開始した。同僚Aは被災者及び同僚B、同僚Cとの安全な距離を確保できる斜面において伐採を開始した。(見取図の同僚A(伐倒手)作業開始位置)</p> <p>その後、同僚Aは同僚Cから「伐倒箇所を移動しろ、こっちの列(見取図の伐採木①～④)を切れ」と無線指示があったことから伐採木①～④の方に移動を開始した。</p> <p>同僚Cは、搬出路から集積箇所下方斜面(作業開始位置付近)にいる被災者に対し「同僚Aにこっちの列を伐倒させるから」と呼び掛けて伝えたところ返事はなかったが、被災者は同僚Aの方向を見ていた。(被災者に携帯無線機は貸与されていたが、作業時は所持していなかった。)</p>

	<p>同僚Cは、同僚Aの伐倒が終わるまでグラップルを丸太集積場所付近まで移動させ、同僚Bと一旦待機した。</p> <p>同僚Aは、目視で周囲の状況を確認して（被災者は確認できなかった）、カラマツを2列8本伐倒し休憩に入った。（同僚Aは、被災者が同僚Bと同僚Cとともに安全に退避していると思い込んでいた。また、伐倒の際、笛での合図をしていなかった。）</p> <p>同僚Cは、同僚Aが伐倒した2列8本が、グラップルの届く範囲に伐倒されていたので、同僚Aと同僚Bに無線機で集材作業の開始を伝え、被災者（荷掛）には声を掛けずに8本を集材場所まで移動して、その後10時05分頃から休憩をとった。</p> <p>10時20分頃、休憩を終えた同僚Cが奥の列に移動するためグラップル付きバックホウを進めたところ、倒れている被災者を発見した。同僚Aと同僚Bも集まり被災者を確認したところ、ヘルメットが割れ頭部から出血している状態だった。同僚Cが息を確認したが呼吸も止まっていたことから、携帯していた無線機で他の同僚に災害発生を知らせ、緊急連絡と救助のための集合を指示した。</p> <p>同僚Eは、現場代理人Fが無線機を持っていなかったことから、災害発生を知らせるため現場代理人Fのもとへ移動した。</p> <p>現場代理人Fは、同僚Eの無線機で同僚Aと同僚Cに被災者の状態を確認したが、よい返事がなかったことから同僚Eとともに現場に急行した。</p> <p>10時45分頃、被災現場に到着した現場代理人Fは被災者を確認した後、携帯電話の電波が辛うじて通じる搬出路上で10時53分に災害の発生を会社事務所に連絡し、その後、救急車を先導するため、国道106号線入口へと移動した。</p> <p>10時55分頃、連絡を受けた会社は、宮古消防署川井分署、宮古警察署、三陸北部森林管理署、宮古労働基準監督署、岩手県国有林材生産協同組合連合会に災害発生を連絡した。</p> <p>12時20分頃、消防署員3名とレスキュー1名、宮古警察署川井・川内駐在所警察官2名が現場に到着した。被災者を確認した警察官から被災者を動かさないよう指示を受けた。</p> <p>12時53分、消防から三陸北部森林管理署に電話連絡が入った。内容は「12時47分に出動している署員から連絡があり、現場に割れたヘルメットがありすでに死後硬直しているとのことであった。警察からは現場保存のため遺体は動かさないよう指示があったので救急隊は下山する。」というものであった。</p> <p>13時15分頃、宮古警察署員8名が現場に到着し現場検証を開始した。同時に同僚A、同僚C、現場代理人Fに対し、後ほど警察署にて事情聴取を行うことが告げられた。</p> <p>15時00分頃、下山してきた警察署員が遺体を搬送車に乗せた後、森林管理署と労働基準監督署に、被災者は、ヘルメットが割れ、大量の出血もあり、倒した木が直撃したものである旨、説明があった。</p> <p>15時20分頃、警察署員が現地を後にした。現場代理人F、同僚Aと同僚Cも事情聴取のため宮古警察署へ出発した。</p> <p>11月28日(火)、宮古労働基準監督署、三陸北部森林管理署、東北森林管理局による現場検証を実施した。</p> <p>11月29日(水)、警察による司法解剖の結果、死因は脳挫傷であることが判明し、家族に告げられた。</p> <p>【ここからは推定】 (11月28日(火)の現場検証の結果は以下のとおり。) 被災者は同僚Aが伐倒を行うことを理解していたが、自分のところまでは届かないと判断し、奥にある次の作業箇所まで移動を開始した。同僚Aが最初に伐倒した木（カラマツ①伐根径：30 cm、樹高 22m）が予定方向に倒れた。この時に伐倒木が被災者の頭部を直撃したものと推定される。</p>
10 そ の 他	

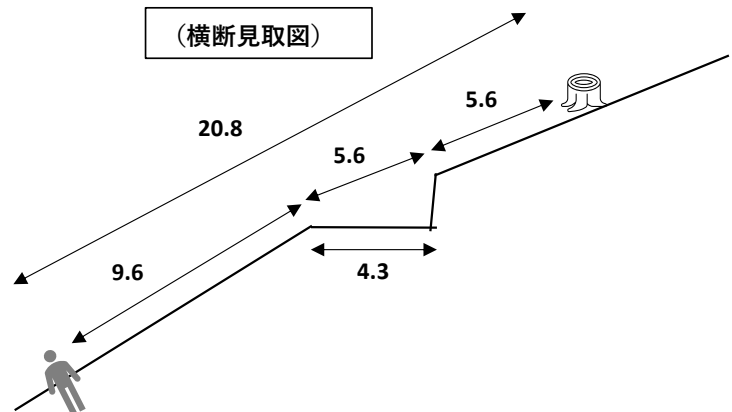
災害発生見取図
岩手県宮古市川内字達首部山国有林206林班た11小班
(伐採木推定位置図)

凡例

- 生立木位置: ○
- 伐採木根株位置: ●
- (①~⑧伐倒の順番)



(横断見取図)

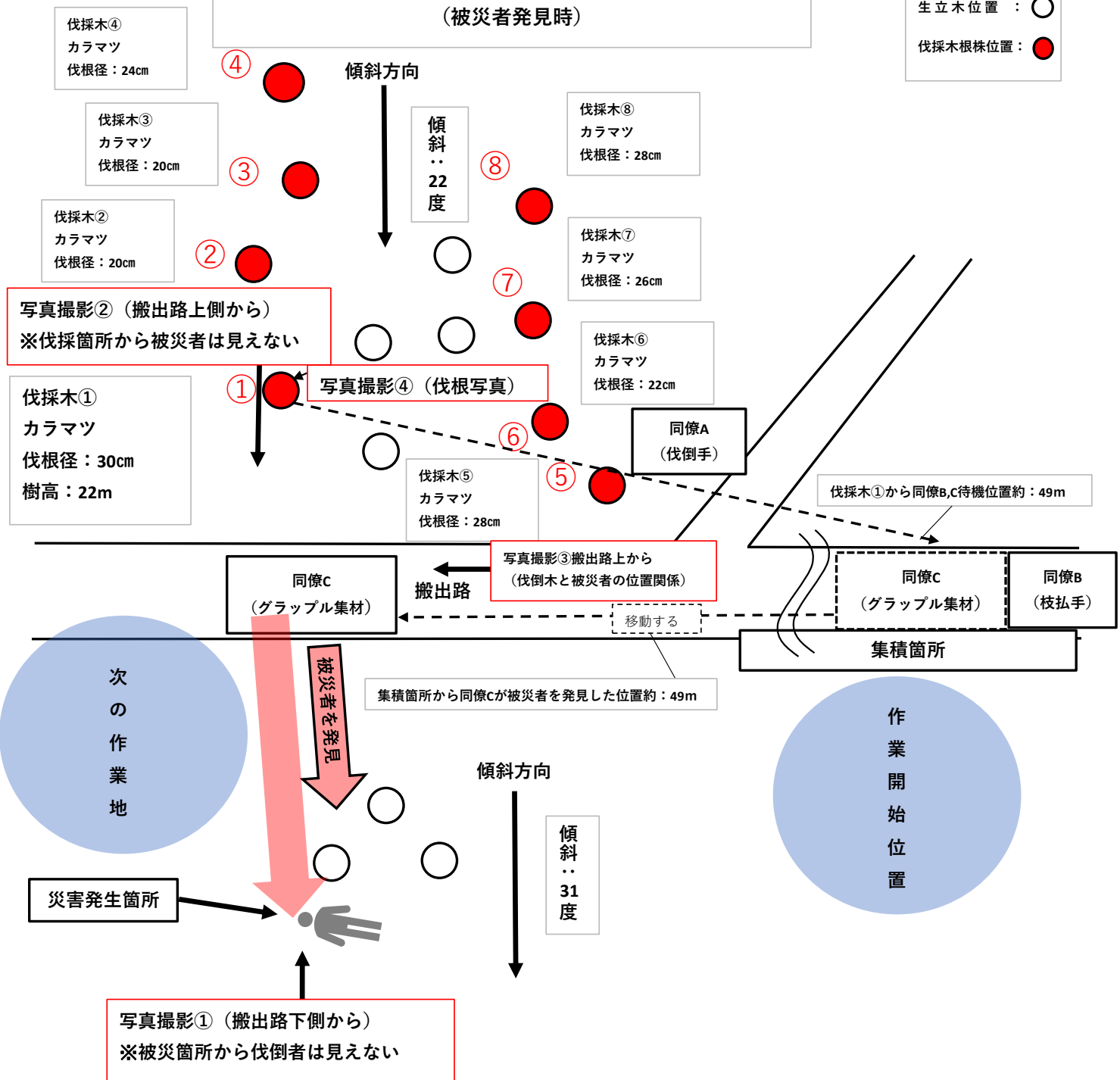


災害発生見取図
岩手県宮古市川内字達曾部山国有林206林班た11小班
(被災者発見時)

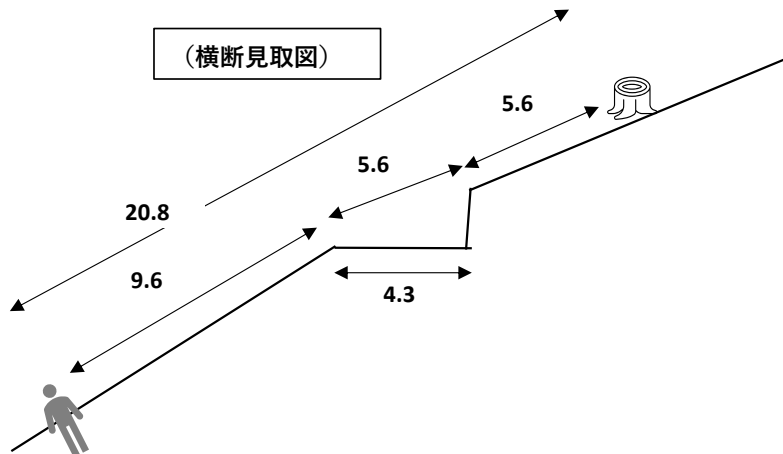
凡例

生立木位置 : ○

伐採木根株位置 : ●



(横断見取図)



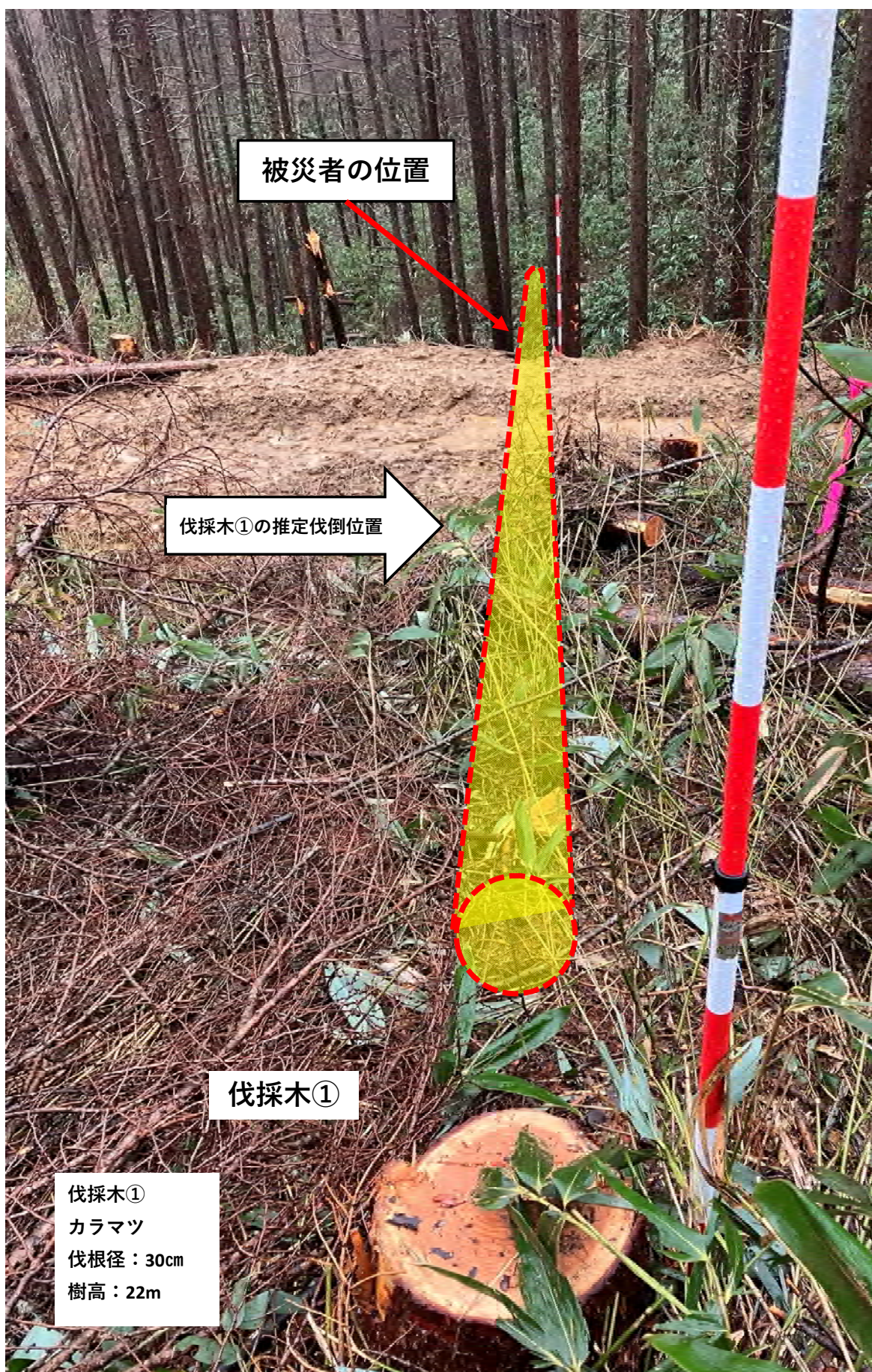
災害発生箇所現況写真 ①

(被災者発見時の状況 搬出路下側から)



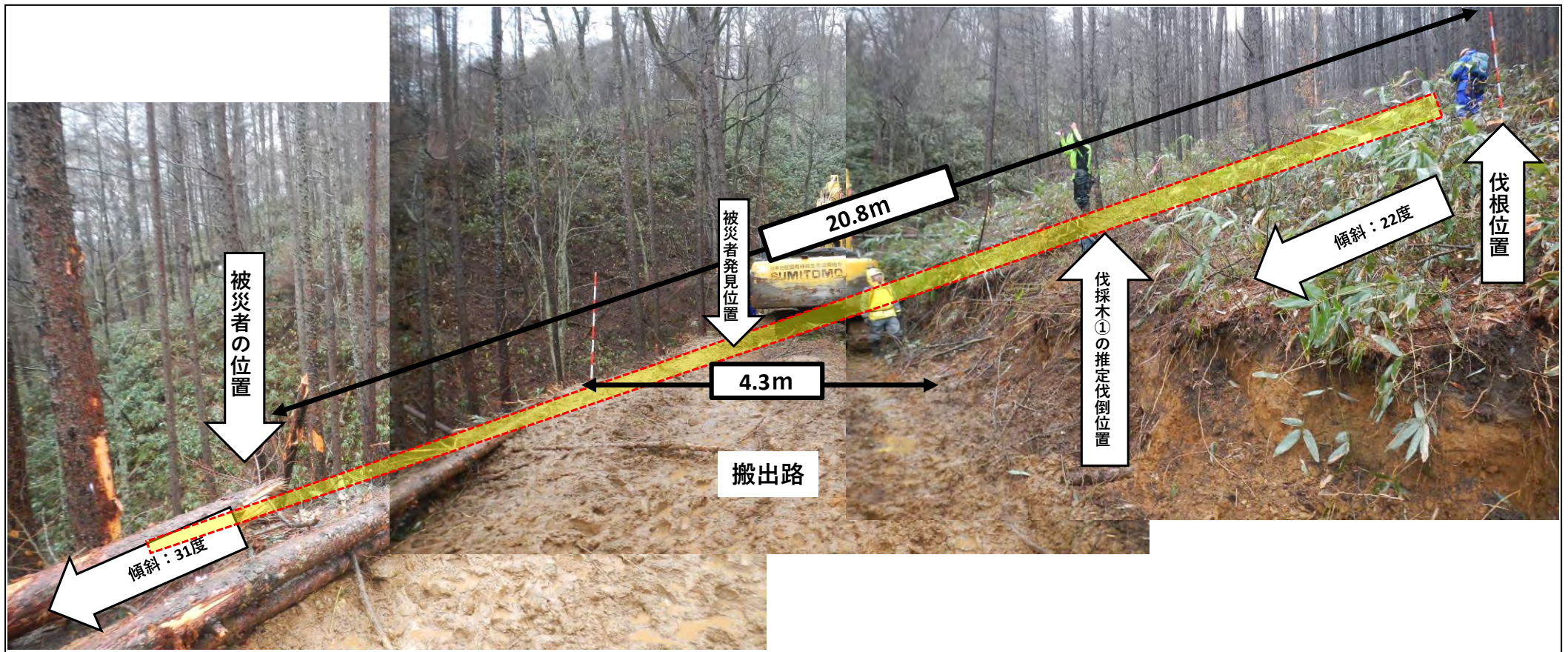
災害発生箇所現況写真 ②

(被災者発見時の状況 搬出路上側から)



災害発生箇所現況写真 ③

(被災者発見時の状況 伐倒木と被災者の位置関係)



災害発生箇所現況写真 ④

(カラマツ伐倒木① 伐根)

